

総務市民委員会 会議録

日 時 令和5年12月15日（金曜日）

午前10時開会 午前11時33分閉会

場 所 第3委員会室

日 程

1 開 会

2 委員長挨拶

3 協議事項

（1）議案の審査

議案第79号 土浦市職員の給与に関する条例等の一部改正について

議案第80号 土浦市会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正について

議案第82号 土浦市空家等対策の推進に関する条例の一部改正について

議案第85号 土浦市火災予防条例の一部改正について

議案第86号 土浦市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について

議案第95号 財産の譲渡について（ときわ児童館用地売却）

議案第108号 土浦市手数料条例の一部改正について

（2）請願・陳情の審査

受理番号4 第二期土浦市地球温暖化防止行動計画の前倒しでの見直しに関する請願

（3）その他

- ・「機動警察パトレイバー」に関する事業について
- ・家庭系ごみの排出量及び指定ごみ袋の販売枚数について

4 閉 会

出席委員（8名）

委員長 奥谷 崇

副委員長 目黒 英一

委 員 古沢 喜幸

委 員 篠塚 昌毅

委 員 小坂 博

委 員 滝田 賢治

委 員 菅井 歩美

説明のため出席した者（２９名）

市長公室長	船沢 一郎
総務部長	塚本 哲生
市民生活部長	真家 達成
消防長	檜山 保明
議会事務局長	櫻井 良哉
消防次長	本橋 一夫
秘書課長	浅川 邦子
政策企画課長	佐々木 啓
行革デジタル推進課長	元川 宏
財政課長	山口 正通
広報広聴課長	中川 光美
総務課長	細野 賢司
防災危機管理課長	大橋 博
人事課長	塚本 浩幸
管財課長	皆藤 秀宏
課税課長	田中 裕之
納税課長	北島 康雄
市民活動課長	佐野 善則
人権推進課長	福原 守
生活安全課長	中山 悟
市民課長	羽成 信明
環境保全課長	日高 寿志
環境衛生課長	羽成 健之
消防総務課長	磯山 公奉
予防課長	比氣 武行
警防救急課長	堀本 良博
議会事務局次長	天貝 健一
監査委員事務局長	藤井 徹
会計管理者	五来 顕

事務局職員出席者

主 査 津久井 麻美子

傍聴者（２名）

○**奥谷委員長** おはようございます。ただ今から総務市民委員会を開催いたします。本日の審査の流れについて申し上げます。協議事項（１）議案の審査の前に、（２）請願・陳情の審査に入りますので、よろしくお願いいたします。早速審査に入ります。第３回定例会から継続審査になっております受理番号４第二期土浦市地球温暖化防止行動計画の前倒しでの見直しに関する請願について、審査を進めてまいります。サイドブックスは、総務市民委員会、令和５年、１２月１５日開催フォルダの資料８、９を御準備ください。それでは、まず、この請願の内容について、休会中に各委員で調査あるいは新たな情報等を入手されておれば、そのあたりも含めて、皆様の御意見を伺ってまいりたいと存じます。その後、採決に移りたいと思いますのでよろしくお願いいたします。委員の皆様の御意見等はございますでしょうか。

○**篠塚委員** 地球温暖化については、本当に、最近マスコミで話題になっているとおりですね、沸騰化が今年の流行語の中に出てくるぐらいの話題で、非常に大切な問題だと思っています。その中で、この請願の中で３点ほど挙げてられるんですが、国レベル、それから推進体制を整えること。それと審議会のほかに組織を見直すようなとあるんですけども、全体的な趣旨はよく理解します。これも請願に関しては、賛同する所はあるんですけども、一つ一つ見ていきますと、最後の組織については、現況も市全体で環境問題取り組んでおりますので、これからも市民の情報を取ってですね、それから市民に情報発信するという組織の強化というのは大切だと思うんですが、全体的な見直しに関しては、これからも継続して推進していくということでもよろしいのかと思います。ですから、１番、２番はそのとおりだと思いますので、ただ、３番については、このまま請願の内容を踏襲することはちょっと難しいのかと思うんですが、この辺も含めてですね、検討してですね、委員会としての結論を出していけばいいのかと思います。

○**古沢委員** 篠塚議員が言ったように、これ緊急なんだよね、本当にね。今現在でもあちこちで起きているんでしょう、世界中では。だから、多少語句とか何とか問題あったとしても、やっぱり地球温暖化防止っていうことで、一致して、採択すべきじゃないかと思うんだよね。そんなもう待ってらんないですよ。

○**目黒副委員長** こちらの御意見、本当にどれもごもっともだと思いますし、私もお二方の御意見に賛同するところもあるんですけども、実際の・・・・からのこういった御意見を受けて、今実際に土浦市のほうでも取り組んでいることに対して、また見直しすることもあると思います。この現状の取組について、もうしばらく見守ってですね、とりあえず、この現状をまた・・・・のほうから見て、またちょっとこれ違うんじゃないかっていうふうなことがあるようなことでございましたら、また御意見をいただけたらなと思ひまして。現状、この状況で、また見直すべきことは見直しながらやっていければなと思います。ということで、市の取組でこのまま進んでいければなと。当然足りない所は、随時更新、また見直していければなと思いますので、現状の取組で進んでいければと私は思います。

○**滝田委員** こういう話、温暖化の話では、確かにもう、これから先１０年、２０年って、この調子でいっちゃうと本当に免れない危機状態になるし、やっぱり農作物なんか

取り扱っていると、だんだんと温暖化で作れないものが出てきたりとかするので、こういった内容であれば自分なんかは、市と一緒に取り組んでいって、先ほど目黒副委員長がお話したとおり、足りない部分はつけ足しながら、少しずつ構築していければなと思っていますので、こういった話に対しては自分のほうもこの状態でいくんだったら、気持ち的にはもう前向きに行きたいなと思っています。

○柳澤委員 私も皆さんと同様におおむね賛成の方向です。ただ、各1、2、3の御提案がある中で、それぞれ目標値ですとか、こういった組織体系でやっていきましょうというような御提案をいただいているんですが、その中身についてはやはり精査していくこととして、ただやはりこの現状ですね、地球環境を取り巻く温暖化、これに対しては本当に真摯に取り組んでいかなければならないというのは本当に思いますので、おおむね賛成の方向で私はおります。

○菅井委員 私も賛成の方向で考えます。いろいろ簡単な問題ではないことですし、本当に深刻な問題なので、いろいろこれから構築していく部分がやはりしっかり整えていくってところで重要ななと思っています。いろいろ、先ほどやっぱり御意見あったように、足りない部分をつけ足しながら、全体で考えていくことだと思いますので、私も賛成の方向です。

○小坂委員 私も皆さんと同じような思いだと思いますので、よろしくお願いします。

○奥谷委員長 それでは皆様から御意見をいただきましたので、そのほか、何か追加で御意見はございますでしょうか。

○篠塚委員 これから採決になると思うんですが、委員会としてはその採決の結果を執行部に対して報告するんですが、どういう結果になるにしろ、委員会ではこの問題に対して注視して今後も取り組んでいくと。それから情報もどんどん出して、市民に情報も発信していくということを付け加えてですね、委員会としてのまとめとしていただければと思います。

○奥谷委員長 ありがとうございます。ほかにございますでしょうか。

(「なし」という声あり)

○奥谷委員長 それでは、御意見も出尽くしたようですので、採決に移ってよろしいでしょうか。

(「はい」という声あり)

○奥谷委員長 それでは、採決に移ります。受理番号4 第二期土浦市地球温暖化防止行動計画の前倒しでの見直しに関する請願について、採択とする方は挙手願います。

(全員挙手)

○奥谷委員長 全員採択ということでございますので、受理番号4 第二期土浦市地球温暖化防止行動計画の前倒しでの見直しに関する請願については、全会一致で採択といたします。請願の審査については以上でございます。お疲れ様でございました。暫時休憩といたします。再開は10時15分からといたします。よろしくお願いいたします。

(休憩：10時10分)

(執行部入室)

(再開：１０時１５分)

○奥谷委員長 それでは、引き続き、協議事項（１）付託された議案の審査に入ります。議案第７９号土浦市職員の給与に関する条例等の一部改正についてを議題といたします。サイドブックスは資料１を御準備ください。それでは、執行部より説明願います。

○塚本人事課長 本定例会におきまして、議案第７９号として上程されました土浦市職員の給与に関する条例等の一部改正について御説明を申し上げます。１番の一部改正の理由でございますが、本案につきましては、本年８月７日に人事院から給与に関する勧告があり、併せて関係法令の改正がございましたので、本市の職員等の給与月額及び期末勤勉手当支給率につきまして改正を行うものであります。２番の改正内容ですが、ただ今申し上げました人事院勧告及び関係法令の改正に基づき、土浦市職員の給与に関する条例、土浦市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例、土浦市特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例及び土浦市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例について、一括して一部改正を行うものです。具体的には記載の（１）土浦市職員の給与に関する条例の一部改正につきましては、①第１条で、人事院勧告に基づき、国家公務員に準拠した給料表の改定を行うとともに、本年１２月に支給いたしました期末勤勉手当をそれぞれ６月比で０．０５期分合わせて０．１月分引き上げる改正でございます。なお、本改正は、令和５年４月１日に遡及して適用させるものです。また、②第２条で、令和６年度以降は６月期及び１２月期が均等になるよう配分するための改正です。以上の内容をまとめましたが、その下の一般職員の期末勤勉手当の箱でございます。つぎに、（２）土浦市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正につきましては、①第３条で、本年１２月に支給いたしました市議会議員に係る期末手当の１２月期分を６月期の分で０．１月分引き上げる改正でございます。なお、本条例につきましても、②第４条で、令和６年度以降は、６月期及び１２月期が均等になるよう改正をいたします。つづきまして、次ページをお願いいたします。（３）土浦市特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部改正につきましても、ただ今御説明いたしました内容と同様でございます。①第５条で、本年１２月に支給する市長、副市長、教育長の期末手当を６月比０．１月分引き上げるもので、②第６条で、令和６年度以降、６月期、１２月期が均等になるよう改正するものです。以上の内容を表にまとめたものがその下、市議会議員、常勤特別職の期末手当の箱でございます。つぎに、（４）土浦市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正につきましては、①第７条で、国家公務員の給与表の引上げに準拠し、本市の一般職の任期付職員の給与表の引上げ改定を行うとともに、令和５年度１２月期の期末手当を６月比０．１月分引き上げるものでございます。なお、②第８条で、令和６年度以降は、これまで御説明いたしました期末手当と同様に、６月期と１２月期を均等になるよう改正するものです。３番の施行期日ですが、給与表の改定と１２月に支給いたしました期末勤勉手当の支給率に関する部分につきましては公布の日から、令和６年度以降の期末勤勉手当の支給率の改定に関する部分につきましては、令和６年４月１日でございます。以降３ページから１７ページが改正案文、１８ページから４８ページが新旧対照表とな

ってございます。説明は以上でございます。

○奥谷委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございますか。

○篠塚委員 条例に関する素朴な疑問なんですけども、条例変更するんで、この文書を正誤表で全部変えなきゃいけない。人事院勧告で数字が結構変わったりしますよね。その度に全部変えなきゃいけないんですか。文書として残すのに。例えば、この数字を条例の中に入れないでにおいて別表に定めるとか、そういうのやっぱりできないんですかね。だから毎回毎回こう細かく数字を変更して条例変更にするというのはどうなのかなと思って。ちょっと素朴な疑問ですいませんけども。

○塚本人事課長 私自身も条例制定等々についてそんなに詳しくはないんですが、ものによっては条例で数字を入れないで、規則で定めているものもございます。ただ、給与に関しましては、全て数字も条例の中で定めるようになってございますので、その都度条例改正が必要になるということでございます。

○篠塚委員 改正された条例は文書として残さなきゃいけないんですかね。データとして変えればすぐ変えていけると思うんですけど、文章を変えて残すって結構手間がかかるかと思うんですが、その辺はデータ処理だけで済ませてるんですかね。

○塚本人事課長 条例ですので、公布する必要がございますので、全て文章にしなければならぬかと思ってございます。

○奥谷委員長 ほかにございますでしょうか。

（「なし」という声あり）

○奥谷委員長 それでは、ほかに質問もないようですので採決に移ります。議案第79号土浦市職員の給与に関する条例等の一部改正については、原案どおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○奥谷委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第79号は原案どおり決しました。つぎに、議案第80号土浦市会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明をお願いします。

○塚本人事課長 それでは、御説明申し上げます。本定例会におきまして、議案第80号として上程されました土浦市会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正につきまして御説明いたします。1番の一部改正の理由でございますが、会計年度任用職員に対する、いわゆるボーナスにつきましては、地方自治法に基づき、令和2年度から期末手当を支給しておりましたが、本年5月の地方自治法の改正によりまして、勤勉手当の支給が可能となりましたことから、本市の会計年度任用職員につきましても、令和6年度から勤勉手当を支給するため、本条例の一部を改正するものでございます。2番の改正内容ですが、まず、(1)第1条では、土浦市会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例で引用している土浦市職員の給与に関する条例が、人事院勧告により改正となりますことから、引用箇所の文言を修正するものでございます。つぎに、(2)第2条につきましては、①として条例の題名に新たに支給となる勤勉手当を加えるとともに、②期末手当についての支給内容を明確にするため、

土浦市職員の給与に関する条例の準用ではなく、具体的な規定とするため改正するものです。また、③地方自治法の改正に伴い、条例中に勤勉手当の規定を新設するとともに、条の繰下げは文言を整理するものでございます。なお、勤勉手当として規定する内容につきましては、その下にございます箱のとおり、支給対象者として6月1日と12月1日にそれぞれ在籍する任期の定めが6月以上で、市規則で定めるもので、勤勉手当の額につきましては、勤勉手当基礎額となる1か月当たりの報酬額に市規則で定める基準に従って定める割合を乗じた額となります。3番の施行期日ですが、第1条に係る改正につきましては公布の日から、第2条に係る改正につきましては、令和6年4月1日からでございます。なお、2ページから5ページは改正案文、6ページから13ページが新旧対照表となっております。説明は以上でございます。

○奥谷委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございますでしょうか。

（「なし」という声あり）

○奥谷委員長 質問もないようですので、採決に移ります。議案第80号土浦市会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正については、原案どおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○奥谷委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第80号は原案どおり決しました。つぎに、議案第82号土浦市空家等対策の推進に関する条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明をお願いします。

○中山生活安全課長 議案第82号土浦市空家等対策の推進に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。資料は資料3と資料3別添でございます。今回の一部改正でございますが、資料3の1番改正の趣旨にございますとおり、空家等対策の推進に関する特別措置法、いわゆる特措法と言われておりますが、一部改正され、引用している土浦市空家等対策の推進に関する条例の条ずれを改正するものです。条ずれについては、国の責務という項目が特措法の第3条に加えられたことによるもので、第4条及び第12条が改正する部分でございます。資料3の2ページ、条例の一部を改正する条例案及び、資料3別添の新旧対照表で御確認いただきたいと思います。そのほかの改正部分につきましては、この機会に合わせて文言の整理を行うもので、条例の内容を改めるものではございません。また、今回の条例改正となった特措法の一部改正につきましては、1番目の改正の趣旨の下の部分、黒い括弧で見出しを付けさせていただきましたが、追加された第3条国の責務のほかに、今後も増え続ける空家等の対策について、少しでも早めに手が打てるよう、三本柱と言われる改正が行われたものでございます。三本柱を簡単に説明させていただきますと、一つ目は活用の拡大ということで活用促進区域を指定し、建築基準法の接道などに関する建築規制の緩和など、建替え等を促進させるということ、二つ目の柱といたしましては、管理の確保といたしまして、特定空家になる可能性の高い管理不全空家の段階で、最大6分の1に減額されていた固定資産税の住宅用地特例が解除されるということ、三つ目の柱といたしまして、特定空家の除却等ということで、緊急性のある代執行制度をしやすくするもの。相続され、放棄された空家に対

し、財産管理人の選任請求を認め、管理不全空家、特定空家を処分をしやすくすることが主な国の法の改正でございます。これら以上３点でございます。条例改正については以上でございます。よろしくお願いいたします。

○奥谷委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございますでしょうか。

○小坂委員 これ土浦市の場合にですね、場所を特定していくということなんですけど、これは全域になるんですか。ちょっとあんまりよく分からない内容なので、教えてください。

○中山生活安全課長 御質問の内容は、先ほどの国の特措法の改正の三本柱の一つ目、活用拡大の部分の活用促進区域のことでよろしいかと思うのですが、例えば、建築基準法上接道の問題で建てにくいなんていう部分についての緩和をするということで、市がその区域を市内に設定するわけですが、例えば、中心市街地とかの既存の区域に網かけ、かぶせるような形で設置することが可能でございます。以上です。

○小坂委員 土浦市で自動的にここですって勝手に決められるんですか。そうじゃなくて、何か要件がないと決まらないとかそういうのはあるんですか。

○中山生活安全課長 新たに区域を独自に決めるということも可能ですし、また先ほど申しましたように、中心市街地とかあとは歴史の風致地区などにかぶせることも可能でございます。その手続方法につきましては、今後研究のほうさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○奥谷委員長 ほかにございますでしょうか。

（「なし」という声あり）

○奥谷委員長 それでは、質問もないようですので採決に移ります。議案第８２号土浦市空家等対策の推進に関する条例の一部改正については、原案どおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○奥谷委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第８２号は原案どおり決しました。つぎに、議案第８５号土浦市火災予防条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明をお願いします。

○比企予防課長 土浦市火災予防条例の一部改正について、御説明させていただきます。資料４議案第８５号、土浦市火災予防条例の一部改正をお開き下さい。今回の改正ですが、大きく二つの改正がございます。一つ目の改正は、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令に定める蓄電池設備に係る基準に関して、蓄電池設備のリスクに応じた防火安全対策検討部会における検討結果を踏まえ見直しが行われたものでございます。二つ目の改正は、固体燃料を使用した火気設備の離隔距離に関して、火を使用する設備等の評価方法及び防火安全対策に関する検討部会における検討結果を踏まえ見直しが行われたものでございます。これにより、火災予防条例（例）についても所要の改正が行われ、これに準拠する土浦市火災予防条例の一部を改正するものでございます。ページを２枚めくっていただいて、３ページを御覧ください。まず、一つ目の改正の蓄電池設備については、脱炭

素社会の実現に向け、更なる普及の拡大や大容量化が見込まれるとともに、材料・構造等の多様化が進んでいること、J I S等の標準規格において、出火防止措置や延焼防止措置等が盛り込まれるようになってきたことを踏まえ、開放型の鉛蓄電池を想定した内容となっていた従前の基準について、蓄電池設備の種別や安全性に応じた内容となるよう所要の見直しを行ったものでございます。資料3ページの上に記載の表は、蓄電池設備の改正内容をまとめたものとなります。また、表の下に、それぞれの蓄電池の写真を記載させていただきました。改正前ですと、写真左側から、ニッケル水素蓄電池、こちらは、ニッケルと水素を用い、電解液にアルカリ溶液を用いたものでございます。身近なところで言いますと、充電ができる乾電池のようなものでございます。また、中央の写真は鉛蓄電池で、電極に鉛を用い、電解液に希硫酸を用いております。身近なところでは、自動車のバッテリーなどが該当いたします。右側の写真は、リチウムイオン蓄電池で、リチウムイオンが電解液を移動し電気エネルギーを作り出すものでございます。主に電気自動車や携帯電話のバッテリーなどが該当いたします。それぞれの蓄電池が、中央の写真、鉛蓄電池と写っている筐体に収められており事業所の敷地などに設置されております。これらの蓄電池設備は、いずれも4, 800アンペアアワー・セル以上が規制の対象でしたが、改正後は電力量の単位をキロワット時に改め10から20キロワット時以下でJ I S等の規格適合品については規制の対象外となりました。つぎに、二つ目ですが、昨今のキャンプブーム等を受けて住宅等を含め薪ストーブの利用が広がってきているところですが、従前はストーブの一般規定が適応され、周囲に離隔距離を確保する必要があり、設置できる場所が限られるという状況にありました。また、炭火焼き器についても、従前は炉等の一般規定が適応され、離隔距離を確保する必要がありました。そこで、薪ストーブや炭火焼き器については、防火上の安全措置が講じられたものもあることから、基準の見直しが行われたものです。下に記載の表は、火災予防条例、別表3の厨房設備の離隔距離に関する部分を一部抜粋したものとなります。改正前は、炭火焼き器等の離隔距離が規定されていなかったため、厨房設備の上記に分類されないものとしての離隔距離の取扱いをしておりましたが、新たに離隔距離の表に炭火焼き器が追加され、従前よりも離隔距離が緩和されたものでございます。1ページにお戻りください。改正の概要ですが、(1)第11条関係といたしまして、キュービクル式以外の蓄電池設備等についても建築物等の部分との間に換気、点検及び整備に支障のない距離を保つこととしたこと。(2)第11条の2関係といたしまして、屋外に設ける蓄電池設備については、雨水等の侵入防止措置を講じられたキュービクル式のものでなくても、雨水等の侵入防止措置の講じられた筐体に収められたものとすればよいこととしたこと。(3)第13条関係といたしまして、ア従前は、4, 800アンペアアワー・セル未満の蓄電池設備を規制の対象から除いておりますが、電力量の単位をアンペアアワー・セルから、キロワット時を用いて区分することとして、蓄電池容量が10キロワット時以下のもの及び蓄電池容量が10キロワット時を超え、20キロワット時以下のもので出火防止措置が講じられたものとして消防庁長官が定めるものを規制の対象から除くこととしたこと。イ開放型鉛蓄電池を用いたもの以外については耐酸性の床上等に設

けなくともよいこととしたこと。ウ屋外に設ける蓄電池設備については、原則として建築物から３メートル以上の離隔距離を設ける必要があるが、一定の要件を満たせば離隔距離は不要とされており、当該要件に、新たに、延焼防止措置が講じられたものとして消防庁長官が定めるものを追加することとしたこと。（４）第４４条関係といたしまして、火を使用する設備等の届出の対象から、蓄電池容量が２０キロワット時以下の蓄電池設備を除くこととしたこと。（５）別表第３関係といたしまして、新たに、固体燃料を用いた厨房設備の離隔距離を定めることとしたこと。（６）その他、文言の整理を行うものでございます。３の施行日につきましては、令和６年１月１日から施行いたします。詳細については、資料４ページ以降に改正案文、新旧対照表を添付してございますので御確認ください。火災予防条例一部改正についての、御説明は以上でございます。

○奥谷委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございますでしょうか。

○篠塚委員 この条例改正に伴う施設等の点検で引っ掛かるような施設は土浦市内にあるのでしょうか。それから、改正後に点検を、パトロールとか、歩く予定はあるのでしょうか。

○比氣予防課長 まず、今回の改正で、市内で該当する建物ですが、実質、今回の改正で緩和されるような形になりますので、今までの設置されている建物に関しては、そのまま大丈夫ということになります。今後は新たに緩和されたものですので、従前よりは緩和された形で規制を進めていくような流れになるかと思っておりますので、よろしくお願いいたします。今後の点検等なんですが、緩和されておりますので、特に改めて各事業所のほうにお伺いして点検するという計画は、考えておりません。以上でございます。

○奥谷委員長 ほかにございますでしょうか。

（「なし」という声あり）

○奥谷委員長 それでは、ほかに質問もないようですので採決に移ります。議案第８５号土浦市火災予防条例の一部改正については、原案どおり決することに御異議ございませんか。

（「なし」という声あり）

○奥谷委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第８５号は原案どおり決しました。つぎに、議案第８６号土浦市消防団員の定員、任命、給与、服務等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明をお願いします。

○堀本警防救急課長 土浦市消防団員の定員、任命、給与、服務等に関する条例の一部改正について御説明いたします。資料５、議案第８６号土浦市消防団員の定員、任命、服務等に関する条例の一部改正についてをお開きください。１の改正理由につきましては、全国的に消防団員が減少している中、本市におきましても同様に減少が進んでいる状況でございます。現在の本市における消防団員の条例定員数は６２９人で、令和５年１０月１日現在の実員数４８２人であり、１４７人の乖離があるため、改正するものでございます。条例定員数の改正につきましては、基本団員数を４９３人及び機能別団員数を５４人に区分し、現在の条例定員数６２９人から８２人を減じ、条例定員数を５４７人に改正をお願いするものでございます。さらに、消防団員等公務災害補償責任共済

契約及び消防団員退職報償金支給責任共済契約に関わる掛け金に用いる定員を規定する条文を加えるものでございます。繰り返しのになってしまいますが、（１）条例定員数改正案の表で御説明をさせていただきます。左側から、現在の条例定員数６２９人、令和５年１０月１日現在の実員数が４８２人で、乖離数が１４７人でございます。（２）条例定員数改正後の表につきましては、基本団員を４９３人、機能別団員を５４人、合わせて、合計５４７人に改正をお願いするものでございます。（３）改正の内訳の表につきましては、表中２段目の改正団員数、３段目が現在の団員数となっております。団本部女性消防部は、現在の実員数を記載しております。分団員につきましては、現分団員数４１０人を４５６人に算定したものでございます。次の機能別団員につきましては、現団員数３５人を５４人に改正するものでございます。つづきまして、２の掛金の算定に用いる定員につきましては、（１）の消防団員等公務災害補償責任共済契約に用いる条例定員を、５４７人とするものでございます。（２）の消防団員退職報償金支給責任共済契約に係る掛金に用いる定員を４９３人に、こちらにつきましては、今回の改正で、基本団員と機能別団員の定員をそれぞれ定めることによりまして、掛金の対象となっております基本団員４９３人とするものでございます。３のその他につきましては、（１）第２条と第２条の２を入れ替え、条文の構成を整えるものでございます。（２）第４条及び第５条につきましては、文言の整理でございます。御説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○奥谷委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございますでしょうか。

（「なし」という声あり）

○奥谷委員長 質問もないようですので採決に移ります。議案第８６号土浦市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正については、原案どおり決することに御異議ございませんか。

（「なし」という声あり）

○奥谷委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第８６号は原案どおり決しました。つぎに、議案第９５号財産の譲渡について、ときわ児童館用地売却についてを議題といたします。執行部より説明をお願いします。

○佐野市民活動課長 市民活動課でございます。サイドブックの資料６、議案第９５号財産の譲渡について、ときわ児童館用地売却をお願いいたします。こちらの議案は、事前の委員会で御説明させていただきましたときわ児童館用地の地元町内会への譲渡でございます。はじめに、議案の提出理由ですが、普通地方公共団体が適正な対価なくして財産を譲渡する際には、地方自治法第２３７条第２項及び同法第９６条第１項第６号の規定により議会の議決を要するため、今回議案として提出をさせていただくものです。右弐字前戸１６５５番１５２の土地には、地元町内会である右弐町四区常盤会が管理するときわ児童館が所在し、昭和３６年から市が国から土地の有償貸与を受け、同会が無償で使用していましたが、令和５年度末に現在の賃貸借契約の３０年間が終了することから、同会から用地購入の希望がございました。しかし、国では、市と賃貸借契約を締結している用地を町内会に直接譲渡することができないことから、当該土地につ

いて、市が国から購入し、その後、市から同会に払下げをするものです。当該土地については、去る6月13日に関東財務局水戸財務事務所において見積合わせを行い、9月12日に売買契約を締結し、9月22日付けで所有権が土浦市に移転しました。購入額は726万1,000円で、この価格は、市は借地権を有しているため、40パーセントを考慮した金額となりました。なお、借地権を考慮しない場合、令和5年の倍率方式による評価額を基に算出した額は、1,210万131円となりますが、払下げの相手方は、これまで公民館用地として利用してきた地元町内会であることを考慮し、市が購入した額と同額で右粍四区常盤会に払い下げるものでございます。契約方法は随意契約となります。2ページ目はときわ児童館の位置図となります。なお、議案書につきましては、サイドボックスの事前配布資料の議案第79号から第107号の125、126ページのとおりとなっております。説明につきましては以上です。

○奥谷委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございますでしょうか。

○篠塚委員 確認なのですが、この右粍町四区常盤会は地縁団体としての登録はもうされているということでしょうか。

○佐野市民活動課長 登録のほうはされてございます。

○奥谷委員長 そのほか、ございますか。

（「なし」という声あり）

○奥谷委員長 それでは、質問もないようですので採決に移ります。議案第95号財産の譲渡について、ときわ児童館用地売却については、原案どおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○奥谷委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第95号は原案どおり決しました。つぎに、議案第108号土浦市手数料条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明をお願いします。

○羽成（信）市民課長 議案第108号土浦市手数料条例の一部改正について、御説明いたします。条例の改正理由は、国から戸籍の広域交付、これは戸籍が当市に無くても当市で戸籍の証明書の交付申請が可能となることを言います。その開始が、本年11月29日に令和6年3月1日と公布されました。それに伴い地方公共団体の手数料の標準に関する政令が今月の12月6日に公布され、関係しております土浦市手数料条例の改正をお願いするものです。2番目の改正箇所ですが、資料の2枚目から4枚目までが、土浦市手数料条例の一部を改正する条例となります。つぎに、資料7の別添資料1をお願いします。これは、手数料条例の新旧対照表となります。18ページにまたがりますので、のちほど確認をお願いいたします。赤字のところが改正箇所となっております。恐れ入りますが、資料7の別添資料をお願いします。これは、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の内容となります。今回の手数料の具体的内容となります。赤字のところが改正箇所です。つぎに、今回の改正の主な内容について、御説明いたします。①で先ほども御説明しましたが、本籍が当市にない方でも戸籍の謄本・抄本等の請求が可能となることを追加いたします。また、現在の戸籍の謄本・抄本の手数料450円、戸籍の

受理証明の手数料 350 円は変更ございません。また、除籍証明書・改正原戸籍 750 円、戸籍の附票 300 円についても変更ありません。②で、入国管理局や外務省等へ在留資格の更新・変更等に必要となります戸籍の識別符号の発行が可能となり、識別符号の手数料 400 円、除籍の識別符号の手数料 700 円を新たに追加となります。③で、外国人等の婚姻や離婚等の届出について、現在は紙で国や関係市町村へ届出の情報を郵送しておりますが、3 月からは電子データで行うこととなりますので、届出等の情報の内容証明の交付や閲覧に係る手数料 350 円を新たに追加いたします。施行日は令和 6 年 3 月 1 日からとなります。市民課からの説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○奥谷委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございますでしょうか。

○篠塚委員 非常に便利になることだと思うんですが、その分ですね、窓口の対応としてですね、全てを受入れることになるので、対応が大変かと思うんですが、確認とかですね、悪用されないような対応というのはどのようにされていくのか。

○羽成（信）市民課長 これから協議することとなるんですが、今現在、当課のほうで考えていることといたしましては、今回広域交付に対応する時間が長くなると思います。ましてや、相続関係が関係してきますので、家系図等の作業も関係してきます。そちらが想定されますので、相談を受けながら証明書を発行する、そういう窓口を執行部と協議しまして、設立いたしたいと考えております。以上でございます。

○奥谷委員長 ほかにございますでしょうか。

（「なし」という声あり）

○奥谷委員長 それでは、ほかに質問もないようですので、採決に移ります。議案第 108 号土浦市手数料条例の一部改正については、原案どおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○奥谷委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第 108 号は原案どおり決しました。以上で当総務市民委員会に付託された議案の審査は終了いたしました。ここで委員会を一旦休憩としまして、分科会の審査に移ります。

（休憩 10 時 55 分）

（再開 11 時 20 分）

○奥谷委員長 総務市民委員会を再開いたします。その他の報告事項に移ります。機動警察パトレイバーに関する事業について説明をお願いします。

○佐々木政策企画課長 機動警察パトレイバーに関する事業につきまして、御報告いたします。タブレットでは、総務市民委員会フォルダの資料 10 になります。それでは、本市ではこれまでアニメなどの作品の中で重要な舞台となっておりますこの機動警察パトレイバー、これを活用した様々な取組を進めてまいりました。そのような中、新たな取組といたしまして、二つ御報告させていただきたいというものでございます。まず、一つ目でございますけども、こちらの資料の上段に写真を掲載させていただきましたが、漫画の原作の中で、土浦で開発されたと言われておりますグリフォンの大型立像を設置するものでございます。（1）を御覧いただきまして、こちらは土浦亀城ライオンズク

ラブ様から、クラブ結成55周年を記念いたしまして御寄付をいただけることとなったものでございます。(2)の寄付を受ける立像でございますけども、幅1.2メートル、高さ80センチで、作中設定サイズの10分の1となっており、オリジナルの1.4メートルの台座の上に乗せて展示いたしますことから、それ以上に大きく見えるんではないかなというふうに思っております。(3)の展示場所でございますけども、この市役所の建物2階正面入口の思い出ピアノの側に展示いたしたいと考えております。(4)の展示開始日でございますけども、間もなく本日11時30分から、お披露目を開催いたしまして、以後、常時展示いたしたいと考えてございます。つづきまして、二つ目の取組でございますけども、今机にお配りさせていただきましたこの赤いものでございますけれども、第2弾のパトレイバーのオリジナルマンホールカードを配布いたしたいというものでございます。このマンホールカードでございますけども、立て続けに登録されることが難しいと、そういうふうに言われていたところでございますけども、今般、下水道広報を目的として組織いたします下水道広報プラットホームにおいて、本市のこのデザインマンホールカードが登録となったものでございます。(1)の配布場所を御覧いただきまして、町中の回遊ということを考えて、博物館を設定いたしました。ただ、御案内のどおり、今現在博物館は改修中で休館しておりますことから、本日12月15日から1月9日までは暫定的に市民ギャラリーで午前10時から17時まで配布いたしまして、1月10日以降は博物館において、午前9時から16時まで配布いたします。なお、この後、新たな二つの取組でございますけどもいずれも本日から開始ということで、なお、何もこの総務市民委員会の開催時間、開催日とぶつける必要があったのかという御意見もあるかと存じます。実はこのマンホールカードでございますけども、下水道広報プラットホームにおいて、登録となった全てのカードについては同じ日から一斉に配布すると、そういったルールがございます。今回は第21弾となります。全国で34種類のカードが登録になったところでございますけれども、あらかじめ本日12月15日が一斉配布を開始する日と設定しておりまして、既にSNSなどでも周知されているところでございます。そのようなことから、まずはマンホールカードの配布についてはどうしても本日から開始せざるをえなかったと。また、この誘客効果をさらに高めるために、グリフォンの立像展示についても、本日から開始することとしたものでございます。お手元にマンホールカードを置かせていただきました。また、グリフォンの立像につきましては、後ほど御覧いただければと思いますけども、本日のお客さんの状況でございますけども、朝7時40分には埼玉から始発で来たといった60代の方が、ギャラリー前に並び始めまして、この委員会が始まる前で100人ぐらいの方がカードを貰いに来ていると。前回よりちょっとゆっくりというな状況でございますけども、そういった状況で、おそらく11時30分からのお披露目も盛大に開催されるんではないかなというふうに思っております。なお、この模様は本日の夕方のNHKいば6で放送されることになってございますので、ぜひ御覧いただければと存じます。説明につきましては以上となります。

○奥谷委員長 今日、ちょうど重なったという理由もよく分かりましたので。そのほか、

ただ今の説明について、何か御質問はございますでしょうか。大分人気なんですね。

○**柳澤委員** 本日から大型実装が展示されるということで、ゆくゆく1月10日以降、市立の博物館に設置されると。この機体というか、このロボットは非常に原作好きの方からすると、人気なものでありますので、写真撮りたいという人たちはすごく多いと思うんですけども。そのときにより良く見せるためにと言いますか、今で言えば映えるような写真映えするような格好で何かこう背景のパネルを作ったりとか、あとは隣にそのパイロットの等身大パネルとか立たせてみたりとか、そういったようなことはお考えでしょうか。

○**佐々木政策企画課長** 御提案ありがとうございます。今回オリジナルの台座で、光を当てるといいますか、そういったものを設置して、その上にグリフォンが載るような形になっておりますので、確かにその背景の部分ですね、実はエックスで載せましたら、グリフォンの影がかっこいいという声をかなりいただいておりますので、その辺で、今後検討していければと思っております。御提案のほうありがとうございました。

○**奥谷委員長** ほかにありますでしょうか。ちょうどあのピアノの柱の所ですかね、設置してあるのは。

○**佐々木政策企画課長** ピアノがあってちょうどもう少し内側といえますか、入口を入れてすぐ見えるような場所ですね。

○**奥谷委員長** 私も場所を見て、背景みたいなね、ちょうどかっこいい背景みたいなのがあればいいなというふうに思っていましたので、期間も1か月ちょっとぐらいですかね。

○**佐々木政策企画課長** こちらでございますけども、土浦亀城ライオンズクラブ様からの御寄附でございますので、期間を設けず、常時展示したいと、そういったものでございます。ですから、今いただいた提案を検討しながら取り入れるものは入れていきたいと考えてございます。

○**奥谷委員長** せっかくですので、そのあたりの御検討お願いいたします。ほかに御質問はございますでしょうか。

(「なし」という声あり)

○**奥谷委員長** つぎに、家庭系ごみの排出量及び指定ごみ袋の販売枚数について説明をお願いします。

○**羽成(健)環境衛生課長** 先の事前委員会の際に、篠塚委員より指定ごみ袋の説明に関連しまして、ごみの排出量、それからごみ袋の販売状況につきまして、お話いただきましたので、今回その情報提供でございます。資料11がそれぞれについての状況となつてございます。令和2年度からの推移を大きく記載させていただきましたので、詳細につきましては、後ほど御確認いただければと存じますので、どうぞよろしくお願いいたします。以上でございます。

○**奥谷委員長** ただ今の説明について、御質問はございますか。

○**篠塚委員** ごみ袋有料化は、ごみの減量を大きな目的として始まったんですけども、家庭ごみ、最初よりはごみの量は減ったと思うんですけども、そのままだ横ばい状況

なんですかね、これ。

○羽成（健）環境衛生課長 確かに、有料化が始まった当初、これはかなり、それまでが多かったということもあったかと思いますが、かなり減少いたしまして、ここ数年、やはり減少幅が少なくなっているような状況にございます。ただ、この中にはまだ燃えるごみの中でそのプラスチック関係、昨年、いわゆる一括法も改正になりましたけれども、今後本市のほうでも取り組んでいかなければならないようなごみのほうもまだまだ入ってございますので、その辺、どのような形で今後収集をしていくかというところを考えながら、さらなる減少を目指していきたいと思っておりますのでよろしくお願いしたいと思います。

○奥谷委員長 そのほか、ございますでしょうか。

（「なし」という声あり）

○奥谷委員長 それでは、ないようですので、そのほか、執行部から何かございますでしょうか。

○塚本人事課長 人事課でございます。1件御報告をさせていただきます。お手元の資料、令和5年度土浦市職員採用試験案内について御報告をさせていただきます。令和6年4月1日付けの職員採用につきましては、既に本年8月に受付を行いまして、9月に一次試験、10月に二次試験、11月に三次試験を経まして、現在内定者に対しまして、入庁の意思確認を終えたというところでございます。今回の再募集及び追加募集につきましては、職種を土木職、機械職、保健師、心理士の4職種にいたしまして、来週月曜日の12月18日から、年が明けました1月の9日火曜日までを受付期間といたしまして、1月に一次試験、2月に二次試験を行う予定でございます。なお、採用予定人数につきましては、それぞれの職種、若干名を予定してございまして、その他の詳細につきましては、後ほど本案内を御覧いただければと思っております。報告につきましては以上でございます。

○奥谷委員長 この件に関して何かございますでしょうか。

○古沢委員 要するに、採用することが決まっていた人達が若干名拒否されたということですか。

○塚本人事課長 拒否といいますか、応募がなかった職種がございまして、そちらのほうの追加、そういった職種がございました。あとは、今回の追加の間に、普通退職、定年を迎える前に退職した職員がございまして、その補充ということで追加をするものでございます。

○奥谷委員長 それでは、ほかに執行部からございますでしょうか。

○船沢市長公室長 執行部からは以上でございます。

○奥谷委員長 委員の皆様から執行部に何かございますか。

（「なし」という声あり）

○奥谷委員長 ないようですので、以上で総務市民委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。